

# 改正産業競争力強化法の施行

Issue 187, August 10, 2021

## In brief

2021年7月30日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令」が公布され、改正後の産業競争力強化法が同年8月2日に施行されました（「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の附則第1条）。2021年度（令和3年度）税制改正により創設された、カーボンニュートラル投資促進税制、DX投資促進税制、および繰越欠損金の控除上限の特例措置は、2021年8月2日以後に事業適応計画の認定（エネルギー利用環境負荷事業適応の認定、情報技術事業適応の認定、成長発展事業適応の認定）を受けた事業者（認定事業適応事業者）が、認定事業適応計画に従って設備投資等を行った場合に適用されます。

## In detail

上記の政令の他に、以下の政省令・告示等も7月30日に公布され、8月2日に施行されています。また、これらの施行を受けて、経済産業省のウェブサイトで事業適応計画の概要やQ&Aが公表されました。

経済産業省ウェブサイト：事業適応計画（産業競争力強化法）

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku\\_kyoka/jigyo-tekio.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html)

- ・産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（産業競争力強化法施行令の一部改正により、認定事業適応関連措置の内容等を規定）
- ・産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令（事業適応計画の認定等を新たに規定）
- ・事業適応の実施に関する指針（事業適応による生産性の向上または需要の開拓に関する目標の設定に関する事項を規定）、産業別事業適応の実施に関する指針（半導体産業、石油精製業、航空機産業、金属産業、バイオ産業、自動車産業、化学産業、セメント産業、紙・パルプ産業、板ガラス産業）
- ・生産工程効率化等設備に関する命令（カーボンニュートラル投資促進税制の対象となる、生産工程効率化等設備の詳細を規定）
- ・エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令（カーボンニュートラル投資促進税制の対象となる、需要開拓商品生産設備により生産される商品の詳細を規定）
- ・産業競争力強化法第二十一条の二十八第一項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準（成長発展事業適応で課税の特例を受けるための生産性の向上の指標を規定）
- ・産業競争力強化法第二十一条の二十八第二項の規定に基づく生産性の向上または需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準（情報技術事業適応で課税の特例を受けるための生産性の向上等の指標を規定）

・産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準(情報技術事業適応設備で、税額控除上乗せ措置対象のソフトウェアの要件を規定)

・生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準(生産工程効率化等設備で、税額控除上乗せ措置対象の設備の要件を規定)

公布された政省令・告示等の意見募集の結果につきましては、e-Gov パブリック・コメントの結果公示案件で公表されています。

e-Gov パブリック・コメントウェブサイト

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

---

### Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

**PwC 税理士法人**

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

鬼頭 朱実

パートナー

浅川 和仁

パートナー

白土 晴久

パートナー

蒲池 茂

パートナー

竹下 文浩

パートナー

武田 恭世

ディレクター

安武 幹雄

ディレクター

荒井 優美子

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.